

都における認可・認証保育所の避難路に関する考え方

～「最終的な避難位置」間の距離の基準～

基準

○認証保育所施設基準解説（平成22年10月）

1-4 避難経路【解説】

なお、公道の接道面が1面であることにより、避難先が同一の公道である場合には、最終的な避難位置が10m以上離れていること。

○東京都保育所設備・運営基準解説（平成27年9月）

第2 1 (1) 避難路【解説】

なお、建物からの出口及び最終的な避難位置のいずれについても、二か所の非常口が原則として10m以上離れていること。

「最終的な避難位置」間の距離に関する基準設定の経緯

○基準解説作成前は、いわゆる「2箇所2方向」設置を求めるのみ

⇒認証保育所設置に当たって、基準がないことを理由に、同一公道上に2か所の非常口を設けざるを得ない場合に、それぞれを近接した形で申請するケースあり。

○平成20年代初頭に発生した福祉施設における火災事故を契機にした対応

⇒認証保育所の利用者（入所児童）の態様を踏まえ、一定のルールを設ける必要性から「10m以上」を求めることとした。

○認可保育所における対応

⇒認可保育所の認可を行うにあたって諮問する東京都児童福祉審議会においても、災害時の安全確保の重要性に関する意見が多く出されたことを踏まえ、認可保育所の基準を明確化した。

「10m以上」の考え方

○利用者の円滑な避難

⇒保育所や認証保育所は相当数の3歳未満児が利用。

自力で避難できない乳幼児を安全かつ円滑に避難させるための避難先の設定の必要性。

⇒非常口間の距離に一定の目安を設定

○過去の設置事例

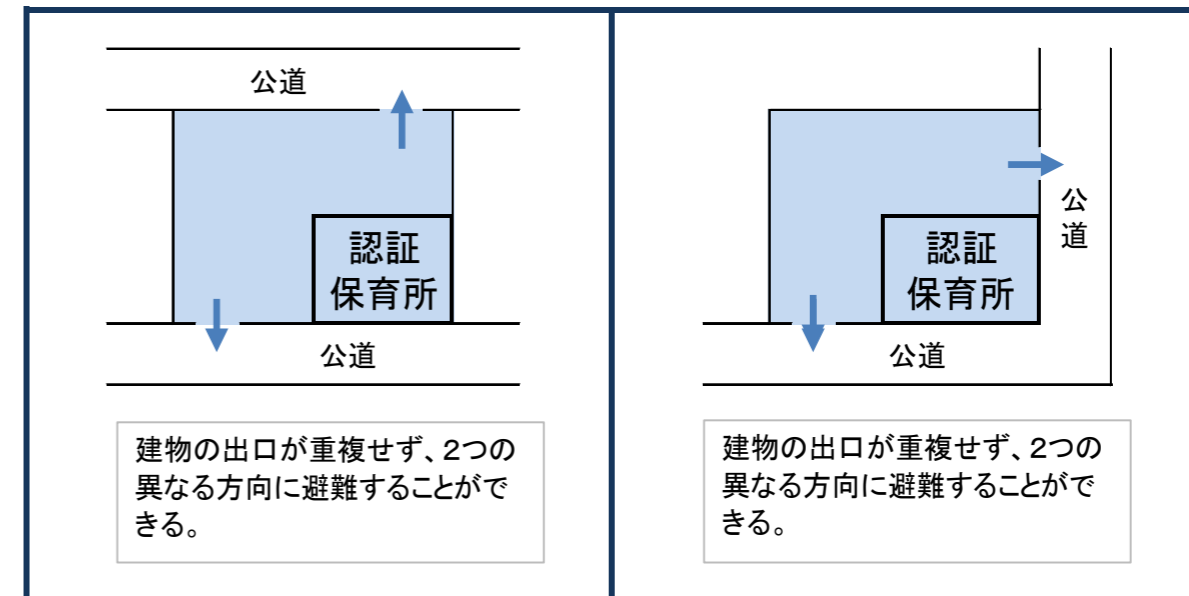
・都の認証保育所では、定員数の多少に関わらず、公道の接道面が1面の場合、公道への出口は概ね10m以上の間隔を確保していた。

⇒非常口間の距離の目安を「10m以上」と設定

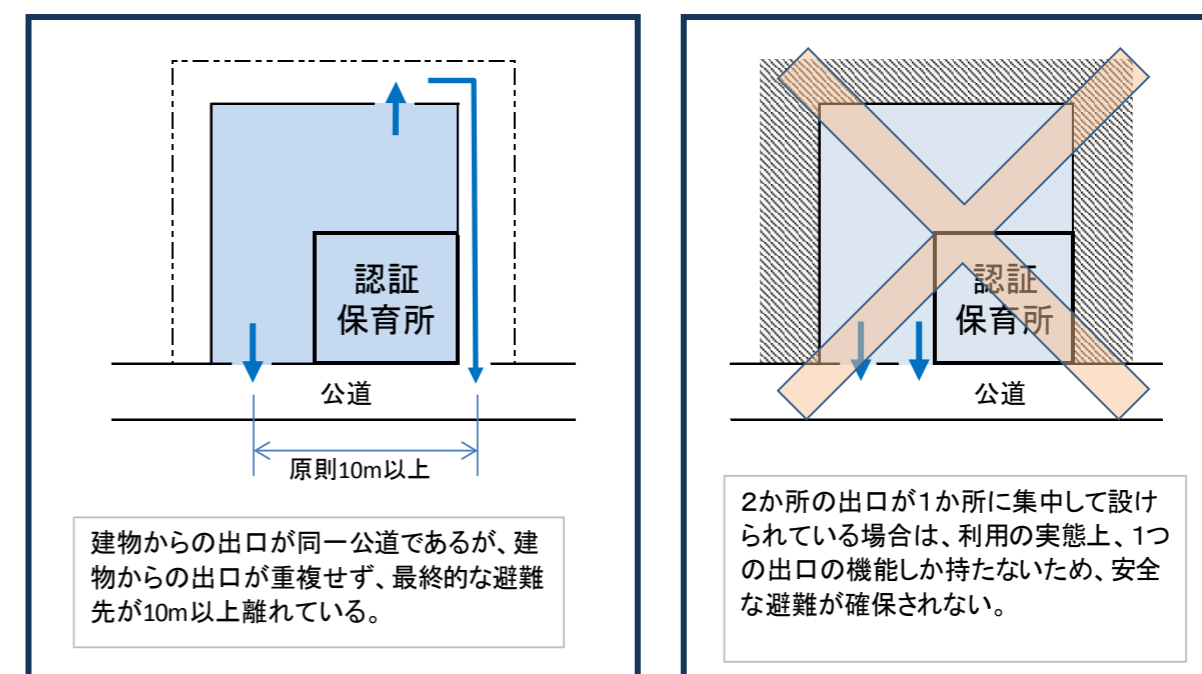
○運用面での対応

・既存物件への入居、ビルのテナントとしての入居など、ハード面で10m基準を満たせない事情がある場合、子供の安全確保を最優先に考慮した上で、計画段階から、可能な限り10mに近づけるよう、区市町村と個別に調整等を行っている。

公道の接道面が2面の場合



公道の接道面が1面の場合



※「10m」に関する基準は、都知事が認可権をもつ認可保育所、又は都独自の認証保育所に適用されるものである。

小規模保育事業をはじめとした地域型保育事業の基準は、認可権を持つそれぞれの区市町村の議会等の審議を経て決定するものであり、自治体によって様々である。

都は、今後、区市町村の基準の状況を調査し、各区市町村への情報提供・情報の共有化を図る。